

## 「情報公開文書」

受付番号： 2020-52

課題名：髄膜癌腫症を伴う非小細胞肺癌患者に対する全脳照射と免疫チェックポイント阻害剤の有効性を検討する多施設共同後ろ向き観察研究(NEJ049 試験)

### 1. 研究の対象

以下の全てを満たす方が対象となります。

- 1) 2010年1月1日から2019年12月31日までに非小細胞肺癌と診断された方
- 2) 頭部MRI検査または髄液細胞診で髄膜癌腫症と診断された方

### 2. 研究期間

当院倫理委員会承認後～2023年3月

### 3. 研究目的

髄膜癌腫症に対する標準治療は確立していないため、髄膜癌腫症を認める非小細胞肺癌患者さんに対する全脳照射および免疫チェックポイント阻害剤の有効性を後方視的に検討し明らかにすることを目的としています。

### 4. 研究方法

当院で2010年1月1日から2019年12月31日までに非小細胞肺癌と診断された方で、頭部MRI検査または髄液細胞診で髄膜癌腫症と診断された方を対象に診療情報を収集し、生存情報や治療内容などを分析します。収集した情報は研究事務局(東北大学病院)でまとめて管理・保存され研究データとして使用されます。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、治療歴、副作用等の発生状況、来院状況、生存情報、カルテ番号 等

### 6. 外部への試料・情報の提供

外部への業務委託の予定はないため、試料・情報の提供はありません。

### 7. 研究組織

東北大学病院およびNEJ049試験参加施設、北東日本研究機構(NEJ)  
下記ホームページをご参照ください

<http://www.nejsg.jp/partners/index.html>

## 8. 利益相反について

(東北大学病院では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。)

本研究は、各施設の研究費(本学では運営費交付金)およびNPO法人北東日本研究機構(NEJ)の運営費を財源に、当該NPO法人より事務局業務支援を受けて実施します。研究責任者である杉浦教授は本研究の対象となる一部の薬剤の製造販売元企業であるアストラゼネカ(株)より兼業報酬を得ています。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係に追加・変更が生じた場合には、その都度、東北大学利益相反マネジメント委員会へ申告し審査を受けることにより、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます。

## 9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

KKR 札幌医療センター  
呼吸器内科 伊藤健一郎  
札幌市豊平区平岸1条6丁目3-40  
電話：011-822-1811

NEJ049 試験研究事務局  
東北大学病院 呼吸器内科 宮内 栄作  
仙台市青葉区星陵町1-1  
電話：022-717-8539

研究責任者：東北大学病院 呼吸器内科 杉浦 久敏

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

当院が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、当院の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合